

令和2年度 第4回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年11月18日(水)午後1時30分から午後2時53分
- 2 開催場所 あさご・ささゆりホール
- 3 出席した農業委員 14人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員
7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員
10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員
13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 0人
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 12人
- 6 現地調査委員
農業委員 米田 利秋委員 西村 繁委員 高本 知宜委員 米田 隆至委員
推進委員 中尾 孝之委員 藤井 幸三委員 高芝 正博委員 田中 隆志委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第12号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第13号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第14号 非農地証明申請について
日程第4 議案第15号 空き家に付随する農地の指定について
日程第5 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 藤本 宏子
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要

○事務局 それでは、ただいまから「第4回朝来市農業委員会総会」を開会いたします。既に送付いたしております次第に基づき、進めさせていただきます。最初に、石原会長からごあいさつを頂きます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。会長よろしくお願ひします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告して下さい。

○事務局 本日の出席委員は14名中14名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、定足数に達しておりますので、第4回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4「議事録署名人の指名について」ですが、5番の高本知宜委員と8番の西村 繁委員に、議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき進行します。

日程第1「議案第12号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 それでは、受付順位 18 番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。受付順位 18 番の航空写真をご覧ください。

申請地は、和田山町●●区の水田が連担する耕作地一帯に点在する5筆の田畑となります。そこにもありますように、地番の●●●及び●●●番については、野菜及び果樹しかできないような状況にはなっております。譲渡人が、現在、明石市のほうに居住をしているわけですが、今回の所有田畑の譲渡については、一括譲渡ということが条件でしたので、このような5筆の申請となっております。

それでは、申請案件審査資料 18 番をご覧ください。農地法第3条の規定による申請となります。譲受人は、これまで自作地及び借入地において、4反5畝の水稲耕作を行ってまいりました。このたび退職を機に農業に一層励みたいと、耕作地を探していたところ、譲渡人との売買が成立したものです。譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機を複数台、バックホーを1台所有しております。自宅、和田山町東谷から耕作地までは、1キロメー

トル以内に位置し、車で数分のところにあります。そして個人であるため、2号要件、3号要件にも該当しません。4号要件の従事日数は、年300日、農業に従事しております。5号要件の下限面積は9,274平方メートルであり、適合しております。6号要件は非該当、7号要件は、地元区長、農事部長、水利組合の代表及び隣接の農地所有者の同意も得ており、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議をよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

次に、受付順位19番から25番までの提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、ご説明をさせていただきます。受付順位の19番、それから連動します20番、これは航空写真のほうを見ていただいたらいいんですけども、まず、申請の19番につきましては、申請の箇所でございますけれども、国道9号線夜久野方面に向かって進んでいただきまして、ちょうどJR山陰本線のガードをくぐっていただきまして、それから約100メートル進んで、●●に所在する箇所でございます。

それから、受付順位の20番につきましても、今、ご説明をさせていただきました田んぼから2つ目の、また申請場所でございます。それぞれ、これは譲受けの方が●●●●●さん。それからまた、譲渡の方がいずれも●●さんということで、相互に無償で交換をしたいというものでございます。申請案件等の資料をチェックさせていただきまして、立地条件、それから一般基準に基づきまして、関係の書類等を確認させていただきました。何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

それから、次のページでございますけれども、受付順位の21番の航空写真のほうをご覧くださいと思います。

これは、申請農地、国道9号線を同じく夜久野方面に向かっていただきまして、目標物が昔で言いますと、若草寮、現在は「社会福祉法人南但愛育会乳児院クレヨン」というような名前になっておりますけれども、昔は若草寮と言っておりました。そのちょうど十字路になるんですけども、右に入りますと、●●区のほうに入る。それを左折していただきまして、後方30メートルぐらいのところのちょうど言いましたように、●●●の裏側の畑でございます。この譲受人の●●●●さん、またこの譲渡人の●●●さんとの間で売買の合意がありましたということで、有償移転ということで申請が上がっております。立地条件等々の状況につきまして、関係書類等、確認をさせていただきました。何ら問題がないと思います。

それから、受付番号の 22 番のところを見てもらったら、それがちょうどこれも同じように、国道 9 号線夜久野方面に向かっていただきまして、●●区に今度入る、右折をしていただきます。それから、ちょうどその右折していただいてすぐに空き地がございまして、これちょうど若草寮の今の社員さんの駐車場でございます。その●●が、今度申請していただいております場所でございます。これも譲受人につきましては、●●●●●さん、それから、譲渡人につきましては、●●●●●さんという間での売買の合意があったということでございます。農地法第 3 条によって、有償移転ということで申請が上がっております。また、この申請案件等の資料についても、立地条件、それからまた一般基準につきましても、書類等を確認させていただきました。何ら問題はなく許可相当と思います。ご審議よろしくお願いをします。

それから、受付順位 23 番の航空写真をご覧ください。これは、申請地は国道 9 号線、同じく先ほど来言っております夜久野方面に向かっていただきまして、●●区に入るもう際の十字路がありまして、その部川を渡り、また山陰本線のガードをくぐっていただきまして、左側、200 メートルほど進んだ場所でございます。譲受人の●●●●●さん、これはずっと農業をされております。それから、今度は譲渡人の●●●●●さんにつきましては、今、所在、住んでおられるところは山東町の●●●●●ということでございまして、ちょうど高齢になりまして、また、ちょっと体の具合も悪いということでもう農業もできない、それから、居住地が●●区から●●のほうに移っております。それから、また後継者もございませんということで、●●●●●さんと有償移転の申請があったものでございます。条件等々につきましても、関係書類を確認させていただきました。何ら問題ないと思います。ご審議のほうよろしくお願いをいたします。

それから、次の航空写真でございますけれども、受付順位の 24 番、これは、申請地は国道 9 号線、これも同じように夜久野方面に向かっていただきまして、ちょっと分かりにくいんですけども、●●●●●のバス停があります。それを右折していただきます。そして、目標物につきましては、●●●●●の集落センター、これをちょっと左側に見てもらって、道なりに進んでいただき、そして、JR 山陰線の踏切を渡り、そして、また 20 メートルほど進みまして、左折、そして山のほうに向かって 30 メートルということで、ちょっと分かりにくいんですけども、そういう場所でございます。場所につきましては、畑ということになっておりますけれども、現状は原野でございます。これはこの●●●●●さんが譲り受けるということになっておるんですけど、何を作るんやと言ったら、栗を植えたいとい

うようなことをごさいますして、これもなかなか難しいかなと思うんですけども、取りあえずということで、譲渡人の●●さん、●●●●さんとの間での農地法第3条による有償移転の申請があったというものでございます。立地条件、いろいろな審査をいたしまして、関係書類を確認させていただきました。何ら問題ないと、許可相当と思いますので、ご審議よろしくお願いをいたします。

それから、受付順位の25番でございます。これは、同じように、また国道9号線を夜久野方面に向かっていただきまして、ちょうど目標物でございますけれども、兵庫緑化センターの看板を左に見ていただき、それから、山東大江線の左側、それから、ずうっと道なりに進んでいただきまして、300メートルほど進んでもらったところの右側、ちょうど●●●高原に上がる手前でございます。この右側には、株式会社●●●●●がでございます。それを見て、それから50メートル進んだ西のところでございます。譲受人の●●●さん、それから、譲渡人の●●●●さんとの売買でございます。これも農地法第3条によつての有償移転ということでございます。これは●●●さんにつきましては、その場所を買って、牧草を作って、牛を飼うということでございます。立地条件等々の基準に基づきまして、関係書類の確認をさせていただきました。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○石原会長 続きまして、受付順位26番につきまして、提案理由の説明を地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。この受付番号26番の説明をします。添付しております26番の地図をご覧ください。

これは、県道檜倉山東線を栗鹿方面に高速沿いを通って500メートルのところでございます。その●にございます。譲受人の●●●●さんは●●●さんより、その横に●●さんの田んぼが2枚ありまして、その横に1枚、●●●さんの田んぼがございます。そういうことで、有償移転で譲り受け3枚を1枚にして利用するということになりました。●●●●さんは、所有地で大体1町歩近くの耕作をされておりまして、農作業経験もあり、トラクター2台とそれから草刈り機も3台ほどありますし、何の問題もないと思います。周辺の農地にも、あそこ3枚が一つになったところで何の問題もございません。よつて、3条第2項、各項に該当しないため、この案件は許可相当であると考えられます。ご審議よろしくお願いをいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 27 番について、提案理由の説明を地元委員の私からいたします。

まず、27 番の地図をご覧ください。ここは山東町粟鹿地区の航空写真です。図面の真ん中、上のほうから下へ道路が通っておりますけども、上のほうのちょっと先のほうに粟鹿神社がございます。下のほうをもうちょっと突き当たりに行きますと、當勝神社がございます。真ん中、下のほうに 2097 という大きな家がございますが、これは昔の●●●の●●●で、その横の道からすぐのところの畑が今回の申請地でございます。譲渡人の●●●さんは親の死亡によりまして、相続でこの畑を取得されておりますが、大阪に住まれておりまして、管理できないということで、近くにおられます篤農家の●●●さんに有償譲渡されることになりました。●●●さんは多くの農地を耕作されておりました、また自宅のすぐ前の畑ですので、特に問題はないように思います。審議資料によりまして、許可相当と認められますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上で、受付順位 18 番から 27 番までの地元委員からの提案理由の説明がありました。現地調査委員の米田利秋委員から補足説明はございますか。

○米田（利）委員 失礼します。

ただいま、たくさんの 3 条申請いただきました。11 月の 6 日に 1 時半から現地調査を行わせていただきました。調査委員につきましては、西村氏、それから藤井氏、中尾氏、私と事務局、藤原さんと藤本さん、合計 6 名で現地確認させていただきました。非常に数も多かったのですが、今回たくさんかかりましたけれども、今現地説明を地元委員からされましたので、間違いのないことをここに報告させていただきます。以上でございます。

○石原会長 ありがとうございます。

案件数が多くなって、大変でした。ご苦労さんでございました。

それでは、地元以外の農業委員なり、推進委員の皆さんから、ご意見とかご質問等がございますか。

特にないようですので、受付順位 18 番について採決を行います。

農業委員の賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成ということで、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 19 番について採決を行います。

賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 ありがとうございます。全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 20 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 21 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 22 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 23 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 24 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 25 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 26 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 27 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第13号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位28番から30番まで、提案理由の説明を地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。

受付順位28番、29番の航空写真をご覧ください。申請地の●●●番、●●●番については、同一所有者となっております。3筆です。申請地は、和田山町●●、国道9号線及び山陰本線の間にありますゴダイドラッグ和田山土田店の北側でございます。既にアパート、それから自動車販売店がある建物を囲んだところがありまして、第3種農地に当たる申請です。申請案件審査資料の28及び29番をご覧ください。農地法第5条の規定による申請となります。このたび、譲受人が申請地を埋め立てて、自営している建設会社の資材置場及び個人住宅、これは本人が居を構えます個人住宅を新築するに当たり、譲渡人2名との売買の合意を受けて、今回の申請に至りました。申請書の中には貸露天と書いてありますが、購入資金の関係で●●●●さん本人が購入し、経営している会社に貸し付けるという形での貸露天というふうになっております。一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び金融機関の残高証明等を確認し、既に住宅設計契約も結んでおり、事業計画及び内容から目的が達成されるものと思われま。隣接する田畑の境界設定や水路の在り方については所有者と協議済みであり、地元区長、農事部長及び水利組合長の同意書も添付され、何ら問題なく許可相当と思えます。ご審議をよろしくをお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位31番について、提案理由の説明を地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。31番の説明をさせていただきたいと思えます。

添付しております31番の地図をご覧ください。これは、山東浅野線を市役所山東支所から与布土方面に200メートル行きますと右側に●●●●がありまして、その前の土地でございます。譲渡人の●●●●さん、田を耕作されていましたが、体調を崩されできな

くなり、今回、●●さんに所有権を移転として3区画の分筆で建て売りの住宅を販売する
そうでございます。農用地外で周辺の田と地主さん及び区長さんにも了解を取り、何の問
題もなく、この案件は許可相当であると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

先ほど前田委員から説明がございましたが、30番の説明が抜けてなかったですか。お
願いたします。

○石原会長 30番についてお願いします。

○前田委員 失礼します。それでは、再度よろしくお願いたします。

受付順位 30番の航空写真をご覧ください。先ほどと同じ写真です。申請地は、和田山
町土田、円山川と山陰本線の間でありまして、和田山自動車教習所及び朝来市営住宅、●
●住宅の北側に位置します。申請案件資料の第30番をご覧ください。農地法第5条の規
定による申請となります。譲受人は現在、和田山町●●にございますアパートのほうに借
家住まいをされておりまして、今回、申請地の隣に実家がございまして、最初実家に住も
うかということ計画しとったわけですが、複数世帯の同居となってしまうため、いろ
いろ課題がありまして思案していましたが、ちょうど実家の右隣といいますかに、隣
接する畑について、譲渡人との売買の合意が成立しましたので、今回の申請に至りました。
一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び金融機関の融資決定済み通知書によ
り確認し、既に住宅設計契約も結んでおり、事業計画及び内容から目的が果たされるもの
と思われま。隣接する田畑の所有者、地元区長及び農事部長の同意書も添付され、何ら
問題なく許可相当と思います。ご審議をよろしくお願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

以上、受付順位28番から31番までの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西村委員から補足説明はございますか。

○西村委員 米田委員のほうから報告がありましたように、11月6日に6名で現地調査
行いました。地元委員さんの言われますとおり、いずれも第3種農地でありまして、特に
問題はないように思いました。報告いたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員なり推進委員の方から、ご意見なりご質問はございますか。（「な
い」と呼ぶ者あり）

原田さん。

○原田委員 28番につきましても31番につきましても、一般住宅、31番じゃない、30番ですね、につきましても住宅用地で申請されてますが、一般的に確認申請の審査の対象になりますが、宅地としての接道ということについては、農業委員会では検討しないのでしょうか。

○石原会長 ちょっと意味合いっていうか、分からなかったで。

○原田委員 一般的に宅地で建物を建てる場合には、確認申請による適合に4メートルの道路に接道するというようなことがあるんですけど、それについては農業委員会では検討しないのでしょうか。

○石原会長 そうですね、4メートルの道と接道するという、適合しとるかということ、農業委員会で検討しないかということですね。そこは、農業委員会では検討しない。ちょっと事務局。

○事務局 失礼いたします。受付順位28番と29番は今の所有者が別なので、2件の案件として受けておりますが、実際には、譲受人が●●●●さんという方になって、個人の方が買われることとなります。そのうち、航空写真でいきますと、29番のほうは市道のほうに接続しておりまして、その中を通過してL字型に28番の住宅のほうに進入するような計画を立てていらっしゃるそうです。なので、進入路としては問題ないと判断いたします。以上です。

○原田委員 30番もですか。

○石原会長 30番。

○事務局 失礼します。30番につきましては、この敷地は●さんの実家のお隣の農地を宅地化するものでありまして、この宅地には前に市営住宅の敷地が広がっております。あと、市営住宅を取り囲むように市道、市役所の土地がここに広がっておりまして、現況道路を回るような道路に面した土地を宅地化する予定とされていらっしゃいます。なので、住宅からの進入路は問題ないと思っています。以上です。

○原田委員 ありがとうございます。結局、農業委員会のほうでも接道については検討していますという内容でよろしいですね。

○石原会長 そうです。伝えてください。

○事務局 今のご質問ですが、宅地化してもそこに進入するための道路が確保されているのかどうかというのも審査案件になっておりますので、その点もきちんと見ております。以上です。

○原田委員 ありがとうございます。

○石原会長 そのほかございますか。

特にないようですので、受付順位 28 番について採決を行います。

農業委員の賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 29 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 30 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 31 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第 3 「議案第 14 号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第 18 条、議事参与の制限の条文に基づきまして、推進委員の山田委員が受付順位 36 番の関係者でありますので、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。変則ではありますが、先に受付順位 36 番のみ審議をしたいと思えます。

○石原会長 受付順位 36 番の提案理由の説明につきまして、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。当案件につきましては、朝来市のインターから国道 429 号線を佐囊谷のほうに向かっていただきまして約 2 キロ入った、そこから左側の●を●っ

た突き当たりのところでございます。山裾で、以前から、昭和 25 年に植栽をして、平成 21 年に伐採したということで、現地には何か切り株がございましたけれども、既に原野化しておりまして、特に畑作とかそういったことができないような状況でございます。また、ほかの農地との関連もなく、非農地としては特に問題ないという具合に感じました。10 月の 1 日に依頼者のほうから報告を受けまして、併せて現地確認をその後にさせていただきます。書類等もそろっておりますし、非農地相当ではないかということで許可相当と確認いたしました。なお、要件 4 の非農地の 3 項目がございますけれども、全て該当してまして、何ら問題がないということを考えましたので、審議のほうよろしくお願ひします。以上でございます。

○石原会長 ありがとうございます。受付順位 36 番について、提案理由の説明がございました。

現地調査委員の藤井委員から補足説明をお願いします。

○藤井委員 11 月 6 日の日に、先ほど言われましたように 6 人で現地に調査に入りました。地元委員が言われましたとおりですので、報告いたします。よろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

委員の中から質問ございますか。

ないようですので、受付順位 36 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

それでは、山田委員、呼び戻してください。

それでは、審議を続けます。

○石原会長 受付順位 32 番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 失礼します。それでは、ご説明させていただきます。

受付順位 32 番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町●●の●●神社参道に隣接する●●●保育園の玄関前に当たります住宅でございます。申請地は隣接に母屋があり、昭和 27 年の月日は不詳ですけど、物置として建築し、宅地として使用してきた。地目は畑。地積は 238 平米の案件です。申請案件の審査資料をご覧ください。現地は昭和 27 年の月日不詳ということで、農地法の許可を受けずに物置を建築し、宅地利用するという目的で造成工事を行っています。規定を厳守するため現況と合致させるために、ここに

非農地証明願を提出されました。地元の区長の証明も取っておられ、何ら問題なく証明相当と思います。ご審議をよろしくお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 33 番及び 34 番の提案理由の説明につきまして、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。33 番の航空写真をご覧ください。場所は国道 312 号線沿いにあります。近くには●●●●和田山店がありまして、その隣となっております。今回の非農地の申請ではありますが、申請者の●●●●さんは、この相続に当たりましてここが非農地であると分かったため、今回の申請となっております。ご覧のように、もう大きな店舗が建っておりますし、建築が平成 7 年頃ということで 20 年以上たっております、各種要件も合致しておりますので、許可相当と思います。

続きまして、34 番をご覧ください。場所は●●区内で、312 号線加都北交差点より 1 キロ半ほど入ったところの集落内にあります。今回の申請につきましては、新しく住宅を建てられるということと、相続の関係で申請に至っております。10 月の 28 日に申請者の代理人であります●●●●法務事務所の●●さんと現地立会いをしながら、現場を確認しております。昭和 43 年頃に倉庫を建築して、現在まで至ったということで、これも各種要件に合致しておりますので、許可相当と思われれます。どちらも始末書等を添付されております。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 35 番の提案理由の説明を、地元委員、大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、受付 35 番の説明をさせていただきます。この土地は新井駅から和田山寄り北方向●●●メートルほどのところがございます。この土地につきましては、申請人の父が昭和 45 年頃に貸していた土地でございます。相続物件でございます。このたび、その住人が建物を撤去し、更地にして申請人に返却されたものです。ここで、農地であったことを初めて知りまして、今回の申請と相なりました。始末書も提出されております。また、非農地要件にあります非農地となってから 20 年、処分対象になっていない、農用地でない、全て該当しております。非農地相当であると思慮いたしますので、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○石原会長 受付順位 32 番から 35 番まで、地元委員からの提案理由の説明がございました。

まず、受付順位 33 番について、10 月に現地調査していただきました米田隆至委員のほうから補足説明をいただきたいと思えます。

○米田（隆）委員 それでは、説明をいたします。本件につきましては、10 月の 5 日、事務局と高本委員さん、それと高芝委員さん、田中委員さん、そして私とで現地調査を行いました。今、地元委員から説明がございましたように、それに対して何ら補足する事項はございませんので、報告いたします。

○石原会長 次に、受付順位 32 番、34 番、35 番につきまして、今月の現地調査委員の藤井委員さんから補足説明ございますか。

○藤井委員 失礼します。先ほど言いましたように、11 月 6 日の日に 6 人で調査に参りました。地元委員から言われましたとおりですので、報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員なり推進委員の方から、ご意見なりご質問は、本件についてございますか。

ないようですので、受付順位 32 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 33 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 34 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 35 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第15号、空き家に付随する農地の指定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位37番の提案理由の説明を、事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。航空写真の受付順位37番をご覧ください。申請地の和田山町●●、●●●番地、この申請地を囲むように隣接する●●、●●●番地●に建つ住宅と同一の所有者であり、この住宅は令和2年10月5日、空き家バンクに登録されたことを確認いたしました。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第4条の適用条件に適合していると思われまます。また、同取扱基準第5条により、今回の別段面積を1平方メートルへしていただきたく、決定をお願いするものです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石原会長 受付順位37番について、事務局から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西村委員のほうから補足説明はございますか。

○西村委員 11月6日の日に6名で現地を見てまいりました。空き店舗の後ろにありまして、大変見にくいところなんですけども、先ほど事務局が報告されましたとおり、問題ないというふうに思っております。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

委員の中から質問はございませんか。

○高芝委員 すみません。

○石原会長 高芝委員さん。

○高芝委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、この空き家バンクに登録されますと、この土地が1平米と今なってるんですけども、これは農地を持たない人でもこの畑は買えるということなんですか。

それともう1点、これ今宅地にひっついてますけども、これは宅地じゃなしにもっと離れた場所でももう少し大きな土地でも、この空き家バンクに家が登録されれば同じ意味をなすんですかね。

○石原会長 事務局、

○事務局 それではお答えいたします。農地を持たない方というご質問ですけれども、農地法第3条によりますと、下限面積というものをクリアしないと農地を取得することがで

きないとされています。朝来市空き家に付随する農地取扱基準というのを制定いたしまして、空き家バンクとセットで購入される場合、空き家の所有者と同一人物である場合などの条件をつけまして、下限面積を3,000平米から1平米に下げています。農地を持たない人でも空き家とセットで購入しようとする場合は、一度下げたおいてから、次に3条申請をしていただくという手順を踏んで取得が可能としております。

次の2番目の質問ですけれども、空き家に付随する農地というのは、同一所有者ということにしておりますので、離れた農地でも所有者が一緒であれば付随すると解釈しております。以上です。

○石原会長 よろしいですか。

○高芝委員 それは面積が何ぼでもいい、何ぼでもいいということはないですけども、何町歩になっても、それは同一人物で、所有者だったらそれは可能ですか。

○石原会長 そうですね。

○高芝委員 可能なの。

○石原会長 はい。できるだけ、極端に言うと他のところから朝来市内に来て農業をしてもらうというのを、空き家とセットして荒れた農地みたいな使わない農地をやってもらうというのが一つの考え方ですので、ここ3年ほど前に作ったんかな、要領をね。

○高芝委員 それは、地区外であっても所有者が一緒であればいい。今はこれ寺内ですけど、例えば●●とか●●●に僕の持ちもんありますよ、それでも空き家の中に入ったら、それは地区外でもいいことですか。

○事務局 はい。所有者が一緒であれば、空き家バンクに登録されたときに附属の農地があるというふうに記載されまして、その農地が対象になります。

それから、何町歩でもってというご質問ですけれども、3,000平米以上はこの制度を使わなくても、通常の3条申請をしていただければ下限を下げる必要ありませんので、空き家バンクとセットでなくても購入することができます。以上です。

○石原会長 そのほか、ございますか。

ないようですので、受付順位37番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第16号、農用地利用集積計画の決定について」を上程い

たします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>。

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会の会議規則第 18 条、議事参与の制限の条文に基づきまして、推進委員の田中委員が議案第 16 号の関係者であることから、退席を求めます。

審議続けます。議案第 16 号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○事務局 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。資料の 11 ページをご覧くださいと思います。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。まず、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。まず、田が 62,917 平方メートル、38 筆、畑が 938 平方メートル、1 筆、合計、63,855 平方メートル、39 筆となっております。利用権の設定を受ける戸数、耕作者になりますが、11 筆、利用権を設定する戸数、所有者になりますが、24 戸となっております。

続きまして、設定する利用権の概要についてですが、利用権の内容といたしまして、土地の使用料がかからない使用貸借権が 38 筆、60,974 平方メートル、土地の使用料がかかる賃貸借権については 1 筆、2,881 平方メートルとなっております。利用権の終期について説明させていただきます。まず、R 4 年 3 月 31 日までのものが 1 筆、938 平方メートル、R 5 年 3 月 31 日までのものが 1 筆、2,683 平方メートル、R 6 年 3 月 31 日までのものが 2 筆、2,575 平方メートル、R 7 年 3 月 31 日までのものが 10 筆、22,145 平方メートル、R 12 年 3 月 31 日までのものが 17 筆、26,922 平方メートル、R 13 年 3 月 31 日までのものが 8 筆、8,592 平方メートルとなっております。

続きまして、12 ページをご覧くださいと思います。12 ページには、利用権の設定を受ける方及び利用権を設定する方の賃借地の所在地一覧表を記載しております。一覧表の上段、8 筆をご覧くださいと思います。この 8 筆に関しましては、兵庫みどり公社さんが借り受けられる農地となっております。この 8 筆の●●●●公社さんが借り受けられるうちの 7 筆、●●町分ですけれども、これにつきましては●●●●公社、●●●●●●から●●●●●●さんが借り受けられる予定となっております。残りの 1 筆の●●分につきましては、●●●●さんが借受けられる候補となっております。この一覧表の中段、上から 13 行目ですけれども、●●●●さんと●●●●さんの利用権設定については、土地の賃貸借権が設定されており、10 アール 5,000 円で設定されております。

続きまして、14 ページをご覧くださいと思います。14 ページには、利用権の設定を受けられる方の一覧表を記載しております。

続きまして、15 ページをご覧くださいと思います。15 ページには、利用権を設定する方の一覧表を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要を説明させていただきました。慎重審議よろしくお願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

委員の中からお質問ございませんか。

特にないようですので、それでは、議案 16 号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

田中委員、呼び戻してください。

それでは、事務局から報告事項お願いたします。

○事務局 <報告>

事務局からの報告事項につきまして、ご質問等はございませんか。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。

閉会に当たりまして、西職務代理者に挨拶させていただきます。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後 2 時 53 分終了)